

○国土交通省告示第八百十一号

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十八号）附則第二条の規定に基づき、航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月八日

国土交通大臣 中野 洋昌



航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。



型 式	期 間
ボーイング式737-8型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式737-8200型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式737-9型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式767-300F型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式777-200LR型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式777-300ER型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式777F型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式787-8型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式787-9型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
ボーイング式787-10型	令和7年1月1日から令和8年6月30日まで
エアバス式A320-251N型	令和7年1月1日から令和7年8月31日まで
エンブラエル式ERJ190-300型	令和7年1月1日から令和7年8月31日まで
エンブラエル式ERJ190-400型	令和7年1月1日から令和7年8月31日まで

附 則（令和六年十二月十九日）

この告示は、令和七年一月一日から施行する。

附 則（令和七年八月八日）

この告示は、公布の日から施行する。